

2022年3月23日

東京都議会議長

三宅しげき 様

東京都議会議員

印

文書質問について

下記事項について、文書により質問したいので別紙のとおり趣意書を提出します。

記

- 一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・1 1号線について
- 二 外環自動車道整備工事について
- 三 練馬城址公園の整備について
- 四 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について
- 五 朝鮮学校への補助もしくは助成について
- 六 学校図書館における学校司書の配置について
- 七 都立高校入試における英語スピーキングテスト活用について
- 八 友好都市モスクワ市とトムスク州との平和のための自治体外交について

以上

一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線について

1 第四次優先整備路線の選定理由における「地域の安全性（の向上）」について

小金井3・4・11号線外の選定理由は、「自動車交通の円滑化の視点で選定しています。」と答弁されていますが、「地域の安全性」については、選定過程ではどのように評価されていましたか。

2 小金井3・4・11号線外と武蔵野公園の重複する都市計画決定について

ア 小金井3・4・11号線外は、その未施工区間の一定区間において都立武蔵野公園の都市計画と重複しており、武蔵野公園整備計画では「今後、公園と道路の整合を図っていく必要がある」とされています。優先整備路線の選定の際、「重複」についてはどのような判断をされたのですか。

イ 小金井3・4・11号線外については、すでに概略設計の段階に入っており、都は基本的な構造形式のイメージまで地域に提示する段階に至っています。今後、「重複」を解消するために「都市計画変更」が必要かどうかの判断はどのように行うのですか。また、都市計画変更をする場合の具体的なプロセスや方法について伺います。

ウ 都市計画の変更にあたっては、都市計画法 18 条 1 項において関係市町村の意見照会が義務付けられています。その趣旨を示してください。また、関係市町村の同意が得られない場合でも都市計画変更は可能なのですか。都の認識を伺います。

エ 「道路」と「公園」の都市計画が重複していたケースは他にもありますか。あれば例示してください。

オ 都市計画が重複している場合、過去のケースではどのように「整合」が図られてきたのですか。

3 小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外と調布3・4・10号線との選定過程の取り扱いの違いについて

第四次事業化計画では、都市計画道路としての必要性は確認されたものの、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する 28 路線を「計画内容再検討路線」としています。その中で、調布3・4・10号線については「当該区間は、多摩地域と区部を結ぶ広域的な幹線道路であり、防災都市づくり推進計画（東京都平成 28 年 3 月）において、一般延焼遮断帯に位置付けられているなど、円滑な道路交通機能の確保のみならず、広域的なネットワークの形成や防災機能の向上の観点からも重要な路線です。一方、当該区間には、国分寺崖線が位置し、地形に高低差が生じるとともに、計画線の一部が国分寺崖線緑地保全地域（東京都指定）と重複するなど、道路と緑の共存や国分寺崖線の保全に配慮した検討が必要です。」とされています。

また、第四次事業化計画の策定は 2016 年 3 月ですが、「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」の全体構想は 2005 年に発表されています。「野川第一・第二調節池地区」は、国分寺崖線、湧水、野川、武蔵野公園に連続し、生物多様性豊かな自然環境の中にあり、東京都で唯一の自然再生推進法に基づく自然再生地域に指定され、保全と再生の対象となっています。都市近郊では奇跡ともいえる自然空間です。小金井市は「小金井市の宝」として位置づけ、まちづくりの中心に据えています。また、都心から奥多摩に至る東京都のグリーンベルトの核ともいわれています。第四次優先整備路線選定の際には当然、考慮すべき課題でした。

小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外は調布3・4・10号線と同様のことが言えます。加えて都内で唯一の自然再生事業の対象地域でもあります。それにもかかわらず「計画内

容再検討路線」とならなかったのはなぜですか。

4 小金井市議会の意見書について

小金井3・4・1号線及び3・4・11号線外の地元である小金井市議会は、第四次優先整備路線の選定が明らかになって以降、その見直し、中止を求める東京都への意見書を7年間で11本可決・送付してきました。

直近では昨年12月の定例会で「国分寺崖線を分断する優先整備路線について、社会情勢を踏まえ抜本的に見直すことを求める意見書」を送付しました。

ア 「意見書」では、東京都が行った「環境概況調査」では保護上重要な野生生物種が確認されたにもかかわらず、「建設の是非を検討する意向は微塵もない」と厳しく指摘し、「道路建設ありきの環境調査は容認できない」と厳しく批判しています。

そして、小金井市議会として「道路の必要性の見直し及び建設の是非についての意見交換の場」を求めています。これに応じるべきと思いますが、いかがですか。

イ 「意見書」は、身近な自然環境は、コロナ禍でかけがえのないものとなり、地球温暖化により、その価値は更に見直されるべきであり、「国分寺崖線を分断する優先整備路線について、社会情勢を踏まえ抜本的に見直すことを求める」としています。

「環境概況調査」でも、2路線予定地は生物多様性、自然環境の観点から保全、再生の重要性は明らかとなっています。市民の中には、自然環境への懸念が一層高まっています。

すでに第四次事業化計画が決定してから6年が過ぎました。事業化までの目途は10年とされており、その2026年まであと4年です。この2年間は東京都と市民との対話の場はまったくありませんでした。

小金井市議会の意見書は、小金井市民の民意を表現しています。東京都は、ここで一旦立ち止まり、「道路の是非」について、第五次事業化計画の作成時にあらためて検討することが妥当な判断と思いますが、いかがですか。

二 外環自動車道整備工事について

本年2月28日、東京地方裁判所は、東京外環道の事業者である国、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)に対し、外環道本線トンネル工事の一部を差し止める旨の決定を行いました。外環工事のうち、東名立坑発進に係るトンネル掘削工事において、気泡シールド工法によるシールドトンネル掘削工事を行ってはならないというものであり、総事業費が2兆円を優に超える国家的な巨大公共事業が司法判断によって差し止められること自体、異例で深刻な事態です。この事態を踏まえて、以下、質問します。

1 差し止めの理由、ならびに差し止めという事態に立ち至ったことについて、都の認識を示してください。

東京地裁の上記決定は、大深度法に基づいて進められてきた外環道事業の大前提が大いに揺らいでいることを示すものともなっています。

大深度法は「大深度地下は、土地所有権が及ばないとは言えないが、公益性を有する事業による

利用を土地所有権に優先させても私有財産権を侵害する程度が低い空間である」(臨時大深度地下利用調査会答申)という基本的な認識を前提にした法体系です。「大深度地下は、公益性を有する事業による利用を土地所有権に優先させても私有財産権を侵害する程度が低く、使用権の取得に関する補償は不要」(同答申)ということが大深度法の大前提でした。事業の公共性に比べて私有財産権を侵害する程度が低く、だから憲法上の財産権の侵害には当たらないとされてきました。しかし、少なくとも外環道事業についてはこの大前提が崩れ、地上部の権利者の個別的な私有財産権の侵害の恐れが事業の公共性を上回る事態になっていることを東京地裁の決定は認定したものと考えます。

もちろん、東京地裁の決定は、再発防止対策が示されていない等の事情を踏まえたものであり、差し止めも限定的な性格を持っています。しかし工事区域のほぼ半分にわたって工事が差し止められたこと、差し止めを回避する最低限の安全対策、事故防止策すら事業者が示すことが出来なかったこと自体が事態の重大性を示しています。

2 東京地裁の決定を踏まえ、都としても、改めて大深度法の適用ならびに大深度地下の利用を前提とした都市計画決定と都市計画事業認可の是非について再検証すべきと考えますが、都の認識を伺います。

3 東京都は、外環道事業のいわゆる直轄部分について、定率の負担金を支払い続けています。この負担金について伺います。

ア これまでに支払われた負担金の総額を示してください。また、2022年度以降、支払うと想定される額を示してください。

イ 2022年度予算に計上されている負担金の額を示してください。また、この負担金は、どの部分の工事に関するものか、今回、東京地裁によって差し止められた部分はその中に含まれてはいないか、確認してください。

4 工事が長期化し、加えて今回の工事差し止めや陥没事故の補償・補修等の対応などで、工事期間はさらに延長することは必至です。見通しの立たない工事の長期化の中で、大きな改変を強いられつつあるジャンクション・インターチェンジ予定地域ではまちづくり上の課題も深刻になりつつあります。

工事の今後の見通しと事業区域のまちづくり上の課題について伺います。

ア 先の事業再評価において、国は事業期間を10年と想定して再評価を行いました。この10年という期間は何を根拠に置かれたものですか。また、陥没事故とその後の経過を踏まえれば、10年という事業期間の想定はまったく現実性がないと考えますが、都の認識を伺います。

イ すでを買収され、国もしくは都が管理している土地の面積を、各ジャンクション・インターチェンジごとに示してください。また、事業期間が長期化することが必至という状況の中で、それら土地の今後の管理の考え方、暫定的な利活用のあり方について、事業者の考え方を確認してください。

5 青梅街道インターチェンジ予定地域では、訴訟にまで発展した反対運動の中で、いまだに用地買収率は面積ベースで4割に満たない状態です。予定地域周辺には、地域内の住民と一つのコミュニティを形成する町が広がっています。たくさんの住民が暮らし、コミュニティを維持し、日常の生

活を送っているにもかかわらず、地域のそこそこに虫食い状の空き地が生まれ、しかも簡易な舗装のみで放置されている状況に対して、住民からは治安への不安、景観や住環境への失望、貴重な土地が生かされていないことへの疑問と不満の声が聞こえてきます。

青梅街道インターチェンジに関して以下、伺います。

ア 青梅街道インターチェンジと外環本線をつなぐ地中拡幅部については、前例のない難工事と言われる中で設計にすら着手できておらず、事業再評価の際に国が示した事業費中には同地中拡幅部の事業費はそもそも計上されていないと言われますが、これは事実ですか。

イ 国ならびにNEXCOにおいて、外環本線のシールド工事と青梅街道インターチェンジのシールド工事ならびに地中拡幅部の工事を切り離し、本線の供用を先行することを検討しているとも聞きます。小池知事はかつて「青梅街道インターチェンジは、本線トンネルとランプを大深度地下で接続するというので、コスト、そして交通規制の社会的影響などを考慮すれば、一体的に整備することが肝要」と答弁していますが（2017.3.16 予算特別委員会）、この認識に変わりはありませんか。

ウ 今後かなりの長期にわたって工事着手自体の見通しが立たないことが明らかな青梅街道インターチェンジ地域において、地域住民の生活と福祉の基盤を維持し地域コミュニティの破たんを避けるために、既買収用地の暫定的な利活用について地元自治体、町会等との協議を始める用意はないか、事業者の意向を確認してください。

三 練馬城址公園の整備について

練馬城址公園の整備が本格化しようとしています。前回の文書質問では東京都と西武鉄道の間で交わされた覚書や協定等、整備の枠組みについて問いましたが、今回は整備の具体的な進め方に関し、都の基本的な認識を伺います。

1 練馬城址公園の整備に関連し、2022 年度予算において措置された主な事業と計上額を示してください。

2 練馬城址公園内には東西に石神井川が流れており、2023 年の当初開園エリア、2029 年の概成開園エリア(二期工事エリア)いずれにおいても、石神井川とその両岸をどのように整備するかは整理すべき重要な課題の一つです。

『石神井川河川整備計画(2016年3月)』では、「計画の基本理念」として①洪水に対してより安全な河川の整備、に加え②公園などとの一体的整備による親水整備、③動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河床整備による生物の多様性の創出、の3つを掲げ、「1時間あたり75mm規模の降雨に対処できるようにした上で、生物の多様な生息・生育環境を作り出し、適切な水質・水量を維持できるようにし、良好な河川景観・親水空間を創出するなど、河川環境の向上を図る」ことを行うとともに、「既に河道の拡幅工事が完了している区間についても、可能な箇所において河川環境の向上を図る」と記しています。

この河川環境の向上を図る事業の一つが「親水性を確保するための拠点整備工事」です。

「石神井川は、都市河川であるため、断面を拡幅して流下能力を確保することは、経済的にも、

用地取得の上でも困難な状況にあり、過去の整備においても河床の掘削を優先させた整備が実施されてきています。この結果、川底が深くなり水面が低下するなど、親水性に乏しい河川となり、河川への関心が低下している傾向にあります。

したがって、河川空間の親水化を可能な限り行い、地域住民の憩いの場として河川環境への関心を高めることで、河川環境の改善、向上を図っていく。」（『石神井川河川整備計画』）

そして、こうした拠点整備工事については「大規模な公園・緑地などとの一体的整備」を図ることとし、その候補地を列記していますが、その中に練馬城址公園も含まれています。

治水上の課題に対応するために 50mm 改修を急いだ経緯は理解できるとしても、現在、当地の河道は 3 面貼りの護岸を基本とし、護岸自体も上流部に比べ大きく老朽化したままとなっています。生態系としても景観としても大きな限界を有していることは明らかであり、練馬城址公園の整備とあわせて親水性を確保する拠点として石神井川の整備が行われることは大いに期待します。

以上の問題意識のうえで、石神井川改修の見通しについて伺います。

ア 練馬城址公園予定区域の石神井川の現状について、都市計画決定された河川区域の範囲、現在の河道の幅と河道以外の部分の整備状況について示してください。

イ 認可された練馬城址公園整備事業に、石神井川の都市計画決定された河川区域の整備が含まれるのかどうかを確認してください。

ウ 石神井川河川整備計画において、練馬城址公園は「親水性を確保するための拠点整備工事」の候補地とされていましたが、この河川整備計画をふまえ、練馬城址公園の整備と合わせた石神井川整備についての基本的な考え方と見通しについて伺います。

エ 2017 年に取りまとめられた練馬城址公園基本計画作成委託報告書では、河川部との協議を踏まえ、親水性の護岸整備の案が検討され、いくつかの具体的な「整備例」として図示もされています。基本計画の検討過程でこうした案が検討されることとなった経緯、またその後、それがどのように整理されてきたのかを示してください。

3 旧としまえんは、宅地化が急速に進んできた都内、練馬区内に残る貴重な自然環境の拠点でもあります。練馬城址公園の整備にあたっては、こうした自然環境の保全は最優先の課題の一つであり、その点で以下、伺います。

ア 旧としまえんが 100 年近い歴史の中で守り育んできた多様な緑や水環境、様々な生態系の意義、価値について、都の基本的な認識を伺います。

イ 当初開園エリア、二期工事エリアそれぞれに存在する樹木の本数、樹種等の状況を示してください。また、当初開園エリアの整備工事及び二期エリアの解体工事それぞれに伴って伐採・移植される樹木の本数、樹種、位置と整備後の緑化計画を示してください。

ウ 練馬城址公園整備計画の策定にあたって、都が参考とした公園予定地の植生、生態系、湧水・地下水等の水環境の現況に関する調査を紹介してください。また、今後、公園整備に先立って都として改めて自然環境に関する調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

4 3月26、27の両日開催の事業ならびに工事説明会と今後の施工管理に関して伺います。

ア 工事説明会の参加者数を示してください。また、説明会資料を配布した範囲を示してください。

イ 説明資料において、工事車両の総数、日ごとの台数、工事車両の進入経路、伐採計画と緑化計画などが示されていないのは、説明としてはきわめて不十分であると考えますが、いかがですか。

ウ 東京都が行う公共工事における工事期間、工事時間の標準的な考え方があれば示してください。
練馬城址公園の整備工事において、日曜のみを休業とし、土・祝や年末年始等も工事を行うことが必要な理由は何ですか。静穏な周辺住環境に及ぼす影響は深刻なものがあると考えられますが、近隣住民の意向を踏まえて見直す用意はありますか。

エ 練馬城址公園が概成となる 2029 年まで、7 年という長期にわたって続く工事です。近隣の生活環境、住環境ならびに自然環境への影響は甚大であり、施工管理には最大限の配慮が必要であり、とりわけ近隣の住民の理解を得るために最大限、努力していただきたいと考えますが、都の認識を示してください。

四 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について

1 生活保護の広報について

前回の文書質問において、以下の福祉保健局ホームページの「生活保護制度とは」のページに関して、2 行目の「生活保護を受けることは国民の権利です」や、最後の 3 行の「ただし、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされています」との部分、大きめの文字、あるいは太字ないしは赤字などで分かりやすく強調するように求めました。例えば、足立区のホームページでは、「生活保護について」の欄に分かりやすく示されています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/hogo/seiho.html>

回答では具体的な対応は示されなかったものの、担当部局は「意見として持ち帰る」とのことでした。その後、局内部での検討、調整はどうなっていますか。現時点での進捗状況と見通しを示してください。

2 各区市の生活保護対応について

生活保護に関して各区市の福祉事務所の間での対応の格差が大きいです。扶養照会についての対応やビジネスホテルの提供などについて、都として各区市の実態を正確に把握したうえで、必要な指導、助言を行うべきではないでしょうか。見解を伺います。

3 都営住宅の活用と入居要件緩和について

ア 東京都は都内在住のウクライナ人やその家族などを対象に、電話相談窓口を開設し、都内在住者が現地から家族を呼び寄せるケースなどを想定し、都営住宅を 100 戸確保しました。さらに、最大 700 戸まで増やせる態勢も整えたとのこと。

こうした措置はウクライナ人に限らず、アフガニスタン人やミャンマー人などにも拡大すべきと考えますが、見解を伺います。

イ 今まで、都営住宅の入居要件を 60 歳未満の単身者などにも拡充するよう求める要望に対して、都はかたくなに拒否してきました。今回、都営住宅に余裕があることが明らかになりましたが、現時点で空いている入居可能な戸数はどのくらいあるのですか。

ウ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置が 3 月 21 日に解除され、それに伴い東京都によるビジネス

ホテルの提供事業も打ち切られました。しかし、新型コロナの感染状況は依然として高い水準にあり、コロナ禍による生活困窮も継続していると思われまます。この機会に、空いている都営住宅をアパート転宅へのつなぎの一次住宅として活用すべきと考えますが、見解を伺います。

- エ 神奈川県は条例を改正して、県営住宅の入居要件を 60 歳未満の単身者向けにも拡充しました。この機会に東京都も同様の条例改正を行い、コロナ禍で「住まいの貧困」に苦しむ若者に寄り添う姿勢を打ち出すべきと考えますがいかがですか。見解を伺います。

五 朝鮮学校への補助もしくは助成について

立川にある西東京朝鮮第一幼初中級学校は、エアコンが老朽化し買い換えの必要に迫られています。地球温暖化による猛暑が年々厳しくなり、さらにコロナ禍で換気も必要となるなか、子どもたちの命と健康を守るために、空調設備は学校現場には必須のものになっています。

また、東京都は朝鮮学校に対して「私立外国人学校運営費補助金」を交付してきましたが、2010 年度に交付要綱の附則で朝鮮学校のみ「対象から除く」とし、現在も交付していません。補助金不支給は朝鮮学校の維持運営にダメージを与え、寄付など保護者の更なる負担によってしのいでいるのが現状です。

朝鮮学校の空調設備に対する東京都の補助制度、および「私立外国人学校運営費補助金」の朝鮮学校への不交付について伺います。

1 朝鮮学校の空調設備に対する補助もしくは助成について

ア エアコンなど空調設備は子どもたちの命と健康を守るために必須であり、その設置への公的な補助はあって当然です。朝鮮学校の空調設備設置等に対する東京都の補助もしくは助成制度について示してください。

イ 東日本大震災後、地震に備えた耐震工事に対しては、朝鮮学校を含む各種学校も補助の対象となりました。その経緯と根拠を示してください。

ウ 小池都知事は 2018 年に「猛烈な暑さで子どもの健康がそこなわれることがないように、環境整備をしっかりと進めたい」と猛暑対策として新たな補助制度をつくり、体育館を含む学校のエアコン整備を進めてきました。地球温暖化による猛暑に加えコロナ禍、この事態は災害といっても過言ではありません。耐震工事同様、災害対応の視点から、良好な教育環境を確保するため、朝鮮学校に対する空調設備設置のための補助制度をつくりませんか。

エ コロナ禍にあっては、空調設備は感染防止の点からも極めて重要とされています。

学校法人も含む中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業が開始されています。朝鮮学校はこの事業の対象となりますか。

2 「私立外国人学校運営費補助金」の朝鮮学校への不交付について

ア 東京都は「私立外国人学校運営費補助金交付要綱」の附則で、朝鮮学校のみ「対象から除く」として、2010 年以降、補助金を交付していません。この制度の目的は、「教育条件の維持向上」「経済的負担の軽減」です。20 数校の外国人学校のうち朝鮮学校 10 校のみを対象から除外した理由を示してください。

イ 不交付になって 12 年が経過しています。この間、国連からは 2013 年の社会権規約委員会および 2014 年の人種差別撤廃委員会において、朝鮮学校への補助金交付の再開が勧告されています。また、都は 2018 年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、「東京に集う多様な人々が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民すべての願いである」と謳っています。対象からの除外を見直し、再交付するべきだと思いますが、検討していますか。

ウ 2013 年からホームページに公開されている「朝鮮学校調査報告書」は、朝鮮学校へのヘイト街宣などに悪用されています。朝鮮学校への差別・偏見を助長するもので、速やかに掲載を中止するべきです。12 年前の調査結果を掲載し続ける理由を伺います。

六 学校図書館における学校司書の配置について

学校図書館法では、2014 年の改正を受けて「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」）を置くよう努めなければならない。」とされています。

この学校司書の身分等について、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議が 2016 年に取りまとめた報告書『これからの学校図書館の整備充実について』は以下のように述べています。

「学校図書館法に規定されている学校司書として想定されている者は、学校設置者が雇用する職員である。学校図書館法では、学校に学校司書を置くよう努めなければならないとされているため、教育委員会は、学校司書として自ら雇用する職員を置くよう努める必要がある。」

同会議は学校司書を法定化した法改正を受け、「学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、関係者が共有するための一定の指針」いわゆる学校図書館ガイドラインをとりまとめるために設置されたものですが、この報告書、ガイドライン、さらには法改正時の国会質疑・決議等を踏まえれば、国は、委託（請負）により配置された人員は「学校司書」とは認められないという立場に立っていると思われます。

- 1 「学校図書館法に規定されている学校司書として想定されている者は、学校設置者が雇用する職員である」という国の見解が示された趣旨、ならびにそれに対する都の基本的な認識を伺います。
- 2 かつて都立高校の学校図書館には正規の学校司書が配置されていましたが、2012 年度から民間委託が本格的に導入されてきました。まず、この経緯について伺います。
 - ア 都立高校に正規の学校司書が配置されるようになったのはいつからですか。正規の学校司書の資格要件、配置の基準はどのようなものでしたか。
 - イ 正規の学校司書の配置を見直し、業務委託による人的配置に転換した経緯、その目的・趣旨を伺います。
- 3 都は、いったんは業務委託の全般的な導入に転換したにもかかわらず、2021 年度からは会計年度任用職員である学校図書館専門員（以下、「専門員」）の配置を新たに開始しました。現在、正規職員

が配置され、あるいは業務委託が行われている学校についてはすべて専門員の配置に移行すると理解してよいですか。また、今後、専門員の配置を増やしていくスケジュールを示してください。

4 業務委託による学校図書館管理を見直し、直接雇用に戻すこととした経緯について伺います。

ア 業務委託を見直した理由は何ですか。学校司書を直接雇用に限るとした法解釈を踏まえたものですか。また、偽装請負などのコンプライアンスに係る課題に対応したのもでもあると理解してよいですか。

イ 都立高校学校図書館の管理業務委託に関して、2015年7月、都知事は東京労働局長から労働者派遣法違反を指摘され是正指導を受けていますが、その際、法違反と認定されたのはどのような事実でしたか、また都としてどのような是正措置を講ずることとしましたか。

ウ 2021年6月にも、同様に東京労働局長より労働者派遣法違反が疑われる状況がある旨の指導を受けていますが、その際、都として点検及び確認のうえで問題があると認められた具体的な事実ならびに是正措置の内容について示してください。

5 業務委託（請負）ではなく、直接雇用の学校図書館専門員を配置し法に基づく学校司書の全校配置に踏み出したことは、学校図書館の在り方とその活用を考えると、大きな一歩であると評価しますが、他方、非正規雇用の一種でもある会計年度任用職員という身分の持つ課題、限界についても指摘せざるを得ません。

会計年度任用職員の全校配置を踏まえつつ、今後の学校図書館の人的配置の方向性、考え方について、伺います。

ア 業務委託による学校図書館管理を見直すにあたって、正規の学校司書の配置再開ではなく、会計年度任用職員の配置という形をとった理由は何ですか。それは、「各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則」に立って常勤・非常勤の適切な配置を求めた国のマニュアル等の考え方に沿ったものであるか、認識を伺います。

イ 現在の専門員の任用形態では、いくらかでも継続的で安定的な雇用が保証されているとは言えず、専門員の生活と権利という視点からだけでなく、学校図書館の適切で効果的な運営という点でも、大きな限界があると考えますが、いかがですか。

6 都立特別支援学校の学校図書館における人的配置に関して伺います。

ア 都立の特別支援学校における学校図書館の設置状況、開館時間、蔵書数、管理にかかわる職員配置の状況を示してください。

イ 学校図書館法において学校司書の配置を求める規定は、特別支援学校も対象としたものですが、都立の特別支援学校における学校司書配置の考え方、見通しを示してください。

ウ 学校図書館ガイドラインは「特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。」とも指摘しています。都は「学校が外部の専門家から図書館運営について助言を得たり、民間団体ボランティアが図書の読み聞かせをしたりする場合など、児童生徒の読書活動の充実に向けた充実的な取り組みを支援」していると都議会でも答弁していますが、こうした外部人材やボランティアの活用にあたって、司書教諭と連携しながら調整や企画・準備に当たる学校司書の果たすべき役割は大変大きいと考えられます。特別支援学校学校図書館においても、計画的かつ速やかに学校司書を配置すべきと考えますが、都の考え方を伺います。

七 都立高校入試における英語スピーキングテスト活用について

2022年度の都立高校の入学試験から英語スピーキングテスト（ESAT-J）の活用が予定されていることについては、保護者や教員、専門家からの疑問や不安の声が多く上がっています。導入を延期し見直すべきではないでしょうか。以下、質問します。

- 1 スピーキングを客観的に評価するには膨大な時間と手間がかかります。都内公立中学3年生約8万人のデータをフィリピンに送って、約1か月半で公正・公平に採点し、返送することが可能なのでしょうか。それはどのように担保されるのか伺います。
- 2 スピーキングテスト（ESAT-J）の評価は、100点満点の得点をA～Fの6段階に分け、4点差ごとの20点満点の点数化をすることです。段階によって20～30点の差があっても同点となるため、1点差が合否を分ける入学試験には向かず、受験生や保護者の納得を得られないのではないのでしょうか。見解を伺います。
- 3 不受験者について
 - ア スピーキングテスト（ESAT-J）を受けていない都外や私立中学からの受験者などについては、学力検査の英語の得点から仮の「ESAT-Jの結果」を求めて総合得点に加算することですが、実際のスピーキングテストによる受験者と、仮算出の受験者がいることは不公平ではないのでしょうか。見解を伺います。
 - イ 学力検査が得意でスピーキングに自信がない受験生が、スピーキングテスト（ESAT-J）を欠席して英語の総合点を引き上げることも可能だと想定できます。そのような受験者が増えれば、このテストの導入意味はなくなるとは思いますがいかがですか。
- 4 第一次募集・前期募集では英語を含む5教科の学力検査の得点700点と調査書点300点に、スピーキングテスト（ESAT-J）の結果の20点を加算した1020点を満点とするとのこと。英語の普段の授業や定期テストに対するスピーキングテスト結果の比重が、さらに国語、数学、理科、社会の4教科に対する英語の得点の比重が過大すぎるのではないのでしょうか。見解を伺います。
- 5 学力検査は得点表と答案の写しまで開示請求できるのに対して、スピーキングテスト（ESAT-J）は採点内容の詳細の記載のない成績票しか公開されないとのこと。それでは、自分の習熟度を詳しく知ることもできず、結果に疑問を持った受験生や保護者、教員の納得を得ることは難しいのではないのでしょうか。見解を伺います。
- 6 都立高校志望予定者全員の名前、顔写真、「ESAT-J」の結果が実施事業者であるベネッセコーポレーションに渡ることになります。ベネッセコーポレーションでは2014年に業務委託先の従業員が約3500万件の顧客情報を持ち出し名簿業者に売却する事件が発生していますが、情報管理の安全性はどのように担保されるのか伺います。

- 7 英語教育に関する教材を数多く出版し、通信教材を学校や塾に販売し、スピーキングの授業を実施している民間企業が公立高校入試に関わることによって、自社の利益誘導につなげることも危惧されます。実施事業者の利益相反をどのように防ぐのか伺います。
- 8 現在の公立中学校の英語の授業や環境では、それだけで十分なスピーキング力を習熟することは困難で、塾や英会話学校など学校外教育機関を利用できる生徒が有利になることは否めません。家庭の経済力による教育格差が拡大することになると思われますが、いかがですか。
- 9 2022年度に高校受験を迎える子どもたちは、コロナ禍の2年間でさまざまなストレスや困難の多い学校や家庭での生活を経てきたうえに、英語の授業でもスピーキングは十分に行われていないと聞いています。また、当事者である子どもたちにも保護者にも、このスピーキングテスト導入についてはまだほとんど周知されていません。このような状況で強行スタートすることは避けるべきです。2022年度の導入は延期し、制度の見直しをするべきではないでしょうか。見解を伺います。

八 友好都市モスクワ市とトムスク州との平和のための自治体外交について

都議会は「ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する決議」を全会一致で可決しました。決議では、ウクライナ国民と現地在住の日本はじめ各国の国民の安全確保を求めています。合わせて、ロシア国内で反戦の声をあげている市民の安全も願い、戦地に派遣されている兵士ひとり一人の命の重みにも思いをはせるものです。

東京都は世界12の都市と姉妹友好都市関係を締結しており、その一つがモスクワ市です。また、アジア大都市ネットワーク21として交流・協力をしている13都市の一つがトムスク州です。相互の訪問事業や大学間交流などが取り組まれてきました。コロナ禍においても昨秋には友好都市提携30周年を迎えるモスクワ市にちなんだランチフェアを都庁職員食堂で実施しています。

プーチン大統領に停戦を決意させるために必要なのは国際的な圧力だけでなく、なによりもロシアの人々の平和への思いと停戦世論の高まりです。

ロシア国内で反戦の声をあげ弾圧されている多くの市民や、不本意な従軍で命を失っている兵士たちがいることが伝えられています。友好都市としての交流を重ねてきた世界各地の自治体は独自に直接に市民とつながり、支えることができるルートを持っています。交流・協力事業の再開のために停戦・平和は必須です。市民の命と暮らしを守る自治体の立場でロシアの人々へのメッセージを届けること、平和に向けた自治体外交が大きな力を発揮できるのではないのでしょうか。

小池都知事は、3月11日の記者会見で、ウクライナとの連帯を示す意味で、モスクワ市、トムスク州との交流を停止すると発表しました。しかし、むしろ、友好都市として培った関係性を活かして、停戦に向けた有効な取り組みを模索することこそが求められます。小池知事から両首長や各市民へのメッセージの発信や、交流事業の実施を通した両市民との平和の思いの共有などを検討しませんか。